

議案第 2 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

緊急執行を要した下記のことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 2 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

令和 2 年度さいたま市一般会計補正予算（第 2 1 号）

専決第6号

専 決 処 分 書

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第21号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月15日

さいたま市長 清水 勇 人

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第21号）

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第21号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ262,426千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ744,726,942千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		247,116,141	262,426	247,378,567
	2 国庫補助金	161,293,453	262,426	161,555,879
歳入合計		744,464,516	262,426	744,726,942

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		45,101,686	262,426	45,364,112
	1 保健衛生費	22,952,460	262,426	23,214,886
歳出合計		744,464,516	262,426	744,726,942

第2表

債 務 負 担 行 為 補 正

追 加 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	令和3年度	1,450,040